

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第3号）新旧対照表 第52条関係

改正後		改正前	
<p>○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成18年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>生涯学習センター利用料金</p>		<p>○鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成18年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>生涯学習センター利用料金</p>	
区分	金額	区分	金額
会議室1	1時間につき390円	会議室1	1時間につき380円
会議室2	1時間につき410円	会議室2	1時間につき410円
会議室3	1時間につき350円	会議室3	1時間につき340円
大会議室	1時間につき1,870円	大会議室	1時間につき1,830円
託児室	1時間につき300円	託児室	1時間につき300円
展示ホール	1時間につき2,050円	展示ホール	1時間につき2,010円
文化活動ブース	1月につき10,000円	文化活動ブース	1月につき10,000円
備考		備考	
1 1時間未満は、1時間とする。		1 1時間未満は、1時間とする。	
2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）の10割増の額とする。		2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）の10割増の額とする。	
3 展示ホールを準備のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。		3 展示ホールを準備のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。	
4 冷房設備の利用は基本利用料金の5割の額、暖房設備の利用料金は		4 冷房設備の利用は基本利用料金の5割の額、暖房設備の利用料金は	

基本利用料金の6割の額とする。

- 5 文化活動ブースの利用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 7 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

基本利用料金の6割の額とする。

- 5 文化活動ブースの利用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、日割り計算で算出した額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 7 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（第11条関係）

1 文化ホール ホール利用料金

区分	時間	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		～正午	～午後5時	～午後10時	～午後5時	～午後10時	～午後10時
A	平日	4,400円	8,800円	12,100円	13,200円	20,900円	25,300円
	土曜日	5,500円	9,900円	14,300円	15,400円	24,200円	29,700円
	日曜日・休日						
B	平日	6,600円	12,100円	15,400円	18,700円	26,400円	33,000円
	土曜日	7,700円	14,300円	17,600円	22,000円	31,900円	39,600円
	日曜日・休日						
C	平日	11,000円	18,700円	24,200円	28,600円	41,800円	51,700円
	土曜日	13,200円	22,000円	29,700円	33,000円	51,700円	61,600円
	日曜日・休日						

備考

別表第2（第11条関係）

1 文化ホール ホール利用料金

区分	時間	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		～正午	～午後5時	～午後10時	～午後5時	～午後10時	～午後10時
A	平日	4,320円	8,640円	11,880円	12,960円	20,520円	24,840円
	土曜日	5,400円	9,720円	14,040円	15,120円	23,760円	29,160円
	日曜日・休日						
B	平日	6,480円	11,880円	15,120円	18,360円	25,920円	32,400円
	土曜日	7,560円	14,040円	17,280円	21,600円	31,320円	38,880円
	日曜日・休日						
C	平日	10,800円	18,360円	23,760円	28,080円	41,040円	50,760円
	土曜日	12,960円	21,600円	29,160円	32,400円	50,760円	60,480円
	日曜日・休日						

備考

- 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合又は出演者控室のみを利用する場合の利用料金は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
 - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
 - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰り上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。

- 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを使用する場合又は出演者控室のみを利用する場合の利用料金は、次項の表に定める額とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
 - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
 - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰り上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。

- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。
- 8 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 9 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。
- 8 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。
- 9 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 文化ホール 練習室等利用料金

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間を単位として利用する場合	
							午前9時～午後6時	午後6時～午後10時
練習室(1)	1,650円	2,200円	2,750円	3,740円	4,840円	6,380円	1時間につき550円	1時間につき690円
練習室(2)	1,210円	1,650円	2,090円	2,750円	3,630円	4,840円	1時間につき400円	1時間につき500円
練習室(3)	660円	770円	1,100円	1,320円	1,760円	2,420円	1時間につき220円	1時間につき270円
出演者控室	440円	550円	660円	880円	1,100円	1,540円	1時間につき	1時間につき

2 文化ホール 練習室等利用料金

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間を単位として利用する場合	
							午前9時～午後6時	午後6時～午後10時
練習室(1)	1,620円	2,160円	2,700円	3,670円	4,750円	6,260円	1時間につき540円	1時間につき680円
練習室(2)	1,180円	1,620円	2,050円	2,700円	3,560円	4,750円	1時間につき400円	1時間につき500円
練習室(3)	640円	750円	1,080円	1,290円	1,720円	2,370円	1時間につき220円	1時間につき270円
出演者控室	430円	540円	640円	860円	1,080円	1,510円	1時間につき	1時間につき

(1)							150円	160円	(1)							150円	160円
出演者	440円	550円	660円	880円	1,100円	1,540円	1時間	1時間	出演者	430円	540円	640円	860円	1,080円	1,510円	1時間	1時間
控室							こつき	こつき	控室							こつき	こつき
(2)							150円	160円	(2)							150円	160円
出演者	330円	440円	550円	660円	770円	1,100円	1時間	1時間	出演者	320円	430円	540円	640円	750円	1,080円	1時間	1時間
控室							こつき	こつき	控室							こつき	こつき
(3)							110円	140円	(3)							110円	140円
ホワイエ						2,750円	1時間	1時間	ホワイエ						2,700円	1時間	1時間
															こつき	こつき	
							220円	270円								220円	270円
備考									備考								
1 1時間未満は、1時間とする。									1 1時間未満は、1時間とする。								
2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。									2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。								
3 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。									3 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。								